

令和5年第6回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和5年6月12日開催

野洲市農業委員会事務局

## 令和5年第6回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年6月12日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第6回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 26 番 武浪 勘治

### 2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 3 番 坂口 茂、21 番 青木 徹（遅参）、25 番 井狩 憲一

### 会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	主 任	松本 真紀子
農林水産課	主 事	亀井 茜里

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。  
総会に入ります前に、総会議事が円滑で執り行われますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。  
それでは、議事に入ります。  
ただいまの出席委員は、23名でございます。  
欠席は、3番 坂口委員、25番 井狩委員の2名でございます。  
なお、21番 青木委員は遅れて出席する旨、連絡を受けております。  
26名中、23名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。  
只今から、令和5年第6回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第22番 藤岡委員、第23番 田中委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第19号から議第21号を上程します。

議第19号 農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第19号 農地法第3条第1項の規定による申請について、ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

また、位置図は議案書8ページになりますので、合わせてご覧下さい。

案件は1件です。

申請内容は、吉川 ●●番、登記地目、現況地目共に 畑、面積181㎡について、譲渡人 ●●氏から譲受人 ●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。

申請地につきましては、現在、農作物の作付けは出来ておらず、雑草の管理のみ行われている状況です。譲渡人である●●氏の世帯内には今後、農業に従事する者がおらず、継続的な管理が必要となる状況を解消したいと考えておられます。

そこで、隣接地で耕作を行っている、譲受人の●●氏へ購入を打診したところ、

●●氏がこれに応じられ今回の申請に至ったものでございます。

●●氏につきましては、現在は仕事の関係で県外に住所を置かれていますが、30年近く前から週に幾度と当該地に隣接する自宅で生活されており、自宅周辺の畑を耕作されておられます。

今回、●●氏から購入の打診があり、農地利用が可能であるか検討されたところ、当該地へ進入するためには、●●氏、または●●氏の敷地を通らざるを得ないことから、実質的に耕作できるものが●●氏しかいないという状況です。

申請にあたり営農計画書を提出されておりますが、主に自家用消費用の野菜の作付けを計画されています。

以上のことから、申請地の状況では辻氏以外の耕作は不可能であると判断し、荒廃状態の解消、そして農地の適切な利用に繋がると考えましたので、申請を受け付けております。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

20番 吉川委員お願いします。

委 員 20番 吉川です。

ただいま事務局からの説明があった通りで、重複する所もございしますが、もう一度説明させていただきます。

申請地は住宅地内にある畑で、譲渡人の●●さんは高齢のため耕作できなくなり、また、進入路が限られるため、耕作に出すことができず隣に住宅と畑がある、●●さんに相談され話がまとまり今回の申請に至っております。

譲受人の●●さんは現在、仕事の都合で京都に住まっていますが、月に数回は家と畑の管理に帰ってきておられ、将来はこちらに戻ってこられるとのことで問題なしとしました。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第19号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第19号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第19号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第20号 農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第20号 農地法第4条第1項の規定による申請について、ご説明いたします。  
案件は1件です。  
議案書の3ページをご覧ください。また、位置図は議案書9ページになります。  
安治 ●●番 登記地目、現況地目共に畑、面積227㎡について、申請人 ●●から農業用倉庫にするために転用申請があったものです。  
申請者の●●は、当該地、周辺の安治で大規模な営農を行っておられます。  
耕作面積が現在約70haと15年でおよそ2倍となり、既存の農業用倉庫だけでは所持する農業用資材を収納することができなくなってきており、今回、新規に農業用倉庫の建設を目的に転用申請を出されております。  
別添資料をご覧ください。  
当該申請に係る農地法第4条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。  
事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。  
2番 小森 貴夫委員お願いします。

委 員 説明します。  
●●さんは大規模に農業をされているので、農業用機械などの収容のために場所が必要だということで、現地調査を行いました。  
特に問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑がございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより議第20号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第20号について賛成の方の挙手をお願いします。  
(挙手全員)  
挙手全員でございます。  
よって議第20号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第21号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、第6番 北脇委員にはご退席をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第21号 農地法第5条第1項の規定による申請について、ご説明いたします。案件は6件です。

議案書の4ページをご覧ください。

1件目から3件目につきましては、関連性があるため、一括して説明させていただきます。

まず、議案書の番号1、2をお願いします。

議案書番号1、三上 ●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積68㎡、そして、議案書番号2、三上 ●●番及び、●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積合計275.66㎡については、議案書番号2の譲受人 ●●氏が自己用一戸建専用住宅にするために転用申請があったものです。

●●氏が新たに住宅を建設するにあたり、実家の近くで住宅用地を探しておられたところ、父である●●氏が所有する農地を適地として考えられました。

しかし、●●氏が所有する議案番号2の農地だけでは、市道に接道しておらず、住宅を建設することができません。

そこで、住宅を建設するための条件を満たすためには、●●氏の農地と隣接し、かつ市道と接道している議案番号1の●●氏の農地との一体的な利用が必要となることから、●●氏へ事情を説明し、購入を打診したところ、●●氏がこれに応じられ、申請に至ったものでございます。

申請地の所有権につきましては、議案番号1の農地は、譲渡人 ●●氏、譲受人 ●●氏へ売買により所有権が移転されます。

議案番号2は、譲渡人 ●●氏、譲受人 ●●氏へ使用貸借による権利設定がされません。

転用にあたり、敷地内の造成については、東側に勾配が付くよう盛土工による整正を行い、農地と隣接する南側は境界線に沿ってL型擁壁による土留めを行います。それにより、隣接する農地への土砂および雨水の流出が防止できます。

また、敷地内の雨水は東側に設置する会所桧に集め前面水路へ適切に排水する計画となっております。

このことから、この申請により、周囲の農地に影響を与えないことが確認でき、また、開発要件協議におきましても、関係機関からの要件を適切に対応されていることを確認しています。

続きまして、議案番号3をご確認ください。

三上 ●●番、登記地目 田、現況地目 宅地、面積63㎡について、譲渡人 ●●氏から、譲受人 ●●氏へ、住宅敷地にするために売買により転用申請があったものです。

申請地は、先ほどの●●氏が住宅を建設される土地に隣接する土地で、譲受人 ●●氏の娘世帯が住宅敷地として既に利用されています。

●●氏の住宅建設にかかる申請を進める中で、当該申請地が●●氏の娘世帯の住宅敷地として利用されているものの、農地法の手続きが行われていないことが判明しました。

今回、現状の利用状況に是正すべく、転用申請があったものですが、娘世帯が利用されている住宅敷地を父である●●氏が取得されることについて、将来娘へ土地の相続を行うことを確約するよう指導を行っております。

なお、申請地につきましては、現在、住宅敷地として利用されているため、新たに造成することはありませんが、住宅地として利用していたことについて顛末書が提出されております。

議案番号1から3の申請地につきましては、いずれも市街地区域内にある農地であることから第3種農地であると判断しています。従いまして、第3種農地は原則、農地転用が可能であるとされているため、農地法における農地転用の許可が見込まれると考え申請を受け付けております

位置図は議案書10ページから12ページになりますのでご覧ください。

次に、別添資料をお願いします。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

4件目です。

乙窪 ●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積305㎡について、譲渡人 ●●氏から譲受人 ●●氏へ、自己用一戸建て住宅の建設のため、売買による転用申請があったものです。

位置図は議案書13ページになります。

譲受人の●●氏は、住宅建築にあたり、実家のある乙窪内で建築することを検討されてきました。今回祖母である譲渡人の●●氏が所有する申請地を適地として考えられ、打診したところ、●●氏がそれに応じられ、今回の申請に至っております。転用にあたっては、敷地内の造成は、表土の耕土は漉き取り、山土砂を用いて西側に勾配を付けて整正されます。北側の隣接農地についてはコンクリートブロックにより土留めを行い、また、東側の隣接農地についてはL型擁壁により土留めを行い、敷地内からの土砂流出を防止します。

敷地内の雨水対策は西側にはU字側溝と会所柵を新設し、雨水は側溝、会所柵を介し

て前面道路の水路側溝に適切に排水される計画となっております。

以上のことから、造成による土留め施設が適切に設置されること、また敷地内の雨水排水設備も適切に整備されることから、隣接する北側と東側の農地の営農への支障は無いものと考えております。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第2種農地であります。また、申請地周辺は農用地区域内農地となっており、他に住宅建設の可能な雑種地もないため、代替地の選定は不可能と考えます。

その他の項目についても記載のとおりです。

なお、申請にあたり、現況が雑種地となっていたことについて顛末書が提出されております。

5件目です。

八夫 ●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地 面積196㎡について、譲渡人 ●●氏から譲受人 ●●氏へ、露天駐車場にするため売買による転用申請があったものです。

位置図は議案書14ページをご覧ください。

譲受人の●●は、申請地北側に隣接する工場において、半導体や液晶の組み立て製造を行っており、工場に隣接する●●のグループ会社の一つです。

昨今の全国的な半導体不足に対応するため、工場の増築を計画されております。それに伴い、今後、生産量増加による従業員の増加が見込まれ、駐車場用地も必要となることから、隣接地の当該地を取得し、露天駐車場に転用したいというのが、今回の転用理由です。

計画にあたり、隣接する当該地を所有する 譲受人の●●氏へ駐車場として売買を申し出たところ、●●氏がこれに応じられ、今回の申請に至っております。

当該地につきましては、登記は畑ではありますが、現況は雑種地となっております。こちらは、以前は畑として利用されていましたが、数十年前の道路整備によって対面の畑と分断され、その畑も農機具小屋を建設されたことで農地ではなくなったことから、申請地も次第に利用されなくなり、雑種の状況となっております。

転用にあたっては、造成はされずそのままの状態を利用される予定です。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第2種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

なお、申請にあたり、畑から雑種地となり放置していたことについて顛末書が提出されております。



6件目です。

三上 ●●番 登記地目 田、現況地目 雑種地 面積59㎡、三上●●番の一部  
登記地目 田、現況地目 畑、面積786㎡のうち416.64㎡、合計475.64㎡  
について、譲渡人 ●●氏から、譲受人 ●●氏と、●●氏へ、自己用一戸  
建て住宅の建設のため、売買による転用申請があったものです。

位置図は議案書15ページをご覧ください。

譲受人の●●氏と●●氏は、住宅建築にあたり、●●氏の実家のある三上●●内  
で建築することを検討されていました。

今回、祖父である譲渡人の●●氏が所有する申請地を適地として考えられ、打診し  
たところ●●氏がそれに応じられ、今回の申請に至っております。

申請地のうち、●● 面積59㎡ の土地は、登記は田ではありますが、現況は雑種  
地となっております。

こちらは、施工時期は不明ですが、譲渡人の●●氏が駐車場として利用するため、  
既に造成が行われています。本来、造成時に農地法の転用申請が必要ですが、その手  
続きを失念していたということになります。

転用にあたっての敷地造成は、コンクリートブロックとL型擁壁を用いて土留めを行  
い、隣接する農地への土砂流出を防止します。

また、敷地内の雨水は、市道側に勾配を付けて整地し、敷地内に会所柵を設置して集  
められ、市道の水路側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、申請内容では周辺農地への土砂流出および雨水の流出等の防止は適  
正に計画されておりますので、隣接農地への影響は無いものと考えております。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域  
内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載の  
とおりです。なお、申請にあたり、農地転用の手続きを怠り、既に駐車場として使用  
していたことに対して顛末書が提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きます。意見委員の説明をお願いいたします。

1件目から3件目につきまして、第14番 市木委員お願いします。

委 員 14番 市木です。

●●さんが子供さんのために農地を転用し、家を建てることを計画されておりました。  
そのなかで●●さんが所有されている農地を●●さんが売買により取得され、  
そして自分が所有する田を子供さんに使用貸借され家を建てられます。

また、手続きを進めるなかで、住宅を建てられる隣に●●さんの子どもさんが20  
数年前に住宅を建てておられますが、その住宅の敷地内にある農地が農地転用  
の手続きが行われていないことが分かりましたので、今回顛末書を付けて申請され

ているところでございます。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは4件目につきまして、第9番 東郷委員申し上げます。

委 員 9番 東郷です。説明させていただきます。  
事務局の説明のあったとおりになりますが、お孫さんにあたる方が住宅を建設されるために申請されました。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは5件目につきまして、第23番 田中委員申し上げます。

委 員 23番 田中です。  
詳細につきましては、先ほど事務局からの説明があったとおりで、重複する点がありますが、対象農地は50年ほど前の圃場整備に伴う、農道整備によって農地が分断された一部というふう聞いております。  
議案書の地図を見ていただきますと分かるように、残された対象の農地につきましては、長年放棄地に近い状態となっております。隣接する●●より、会社の駐車場として利用したいという話があり、今回の申請に及んでおります。  
現状のままですと、農地としての利用は見込めないことから5条による転用が妥当と考えております。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは6件目につきまして、第14番 市木委員申し上げます。

委 員 14番 市木です。  
神守田の農地は既に●●さんが駐車場として利用されていますが、転用がされずに駐車場として利用されておりましたので、今回顛末書を添付して農地転用の申請をされております。●●の農地につきましては、現在畑としてりようされていますが、そのうち半分程度を分筆され、転用されるところでございます。  
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

23番 田中委員。

委 員 6件目について、●●番の農地は登記が田で、現況が畑で、その畑のうちの半分近くを転用されるということですが、この田が畑になっていることについては何か指

導が行われるのでしょうか。

事務局 分筆後、畑として残る部分については、田から畑に変更する手続きを行うよう指導を行います。

議長 他にご質疑がございませんか。

4番 辻川委員

委員 顛末案件が多すぎるという印象があるので、顛末書を出せば転用が可能といった印象を与えないよう、適宜現地確認等を行い、正しく手続きが行われるように指導していただきたい。

議長 事務局の業務に反映できるよう、意見として受け止めさせていただきます。

他にご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第21号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第21号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第21号は、議案どおりと決定いたしました。

それでは、6番北脇委員の入室を認めます。

続きまして、議第22号農地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方はご退席を。貸借関係の方につきましては、意見及び挙手されないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議題22号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設

定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計5件、16筆 37,895㎡です。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議第22号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第22号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第22号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。

続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 議案書の7ページをご覧ください。

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご説明いたします。

案件は1件です。

大篠原 ●●番、登記地目 一般山林、現況地目 畑、面積206㎡、大篠原 ●●番、登記地目 畑、現況地目 介在畑、面積241㎡、合計447㎡について、譲渡人 ●●氏 から 譲受人 ●●へ資材置き場として転用するため届出があったものです。

位置図は議案書16ページになります。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

4番 辻川委員。

委員 介在畑とはどういう意味か。

事務局 過去に農地転用の申請もしくは届出があった農地で、その後転用目的が達成されずに農地として残っている畑になります。

議 長 他に質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。  
令和5年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 12分